

しょうがいしゃさべつかいしょうほう もと たいおうようりょうあん かん いけんぼしゅう 障害者差別解消法に基づく対応要領案に関する意見募集について

へいせい ねん がつ にち
平成27年8月20日

どくりつぎょうせいほうじんちゅうしょうぎぎょうきばんせいびきこう
独立行政法人中小企業基盤整備機構

いけんこうぼ しゆし もくてき はいけい 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

どくりつぎょうせいほうじん しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう
独立行政法人における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
(以下「対応要領」という。)については、しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん
「障害を理由とする差別の解消の推進に
かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう い か しょうがいしゃさべつかいしょうほう だい じょう もと
関する法律」(平成25年法律第65号)(以下、障害者差別解消法)第9条に基づ
きどくりつぎょうせいほうじん さいだ たび だくりつぎょうせいほうじんちゅうしょうぎぎょうきばん
独立行政法人が定めることとされており、この度、独立行政法人中小企業基盤
せいびきこう たいおうようりょう あん と
整備機構において対応要領案を取りまとめました。

つきましては、ひろ こくみん みなさまからご意見をいただきたく、い か ようりょう いけん
ぼしゅう きたん いけん くだ ねが もう あ
募集をいたします。忌憚のないご意見を下さいますようお願い申し上げます。

さんこう しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょう
(参考：障害者差別解消法(抄))

だい じょう くに ぎょうせいきかん ちようおよ だくりつぎょうせいほうじんとう きほんほうしん そく だいなじょう きてい
第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七條に規定する
じこう かん とうがいくに ぎょうせいきかんおよ だくりつぎょうせいほうじんとう しょくいん てきせつ たいおう ひつよう
事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な
ようりょう い か じょうおよ ふそくだいさんじょう くにとうしよくいんたいおうようりょう さいだ
要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるもの
とする。

2～4 (略)

だい じょう ぎょうせいきかんとう じ また じぎょう おこな あ しょうがい りゆう しょうがいしゃ
第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない
もの ふとう さべつてきとりあつか しょうがいしゃ けんりりえき しんがい
者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 ぎょうせいきかんとう じ また じぎょう おこな あ しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき じよきよ
行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を
ひつよう わね い し ひようめい ばあい じつし ともな ふたん かじゅう
必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でない
きは、しょうがいしゃ けんりりえき しんがい とうがいしょうがいしゃ せいべつ ねんれいおよ しょうがい
きは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害
のじょうたい おう しゃかいてきしょうへき じよきよ じつし ひつよう とうりてき はいりよ
状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

いけんこうぼ たいしょう 2. 意見公募の対象

どくりつぎょうせいほうじんちゅうしょうぎぎょうきばんせいびきこう しょうがい りゆう さべつ かいしょう
独立行政法人中小企業基盤整備機構における障害を理由とする差別の解消の
すいしん かん たいおうようりょうあん
推進に関する対応要領案

いけんぼしゅうきかん いけんぼしゅうかいしび およ しゅうりょうび 3. 意見募集期間(意見募集開始日及び終了日)

へいせい ねん がつ にち もく へいせい ねん がつ にち げつ ひつちやく
平成27年8月20日(木)～平成27年9月14日(月) 必着

4. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語でご記入の上、以下(1)から(3)のいずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子メール (意見提出用紙を添付してお送り下さい。)

別紙の意見提出用紙にご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス : somu03@smrj.go.jp

(電子メールの件名を「(中 小 機構) 障害者差別解消法に基づく対応要領案 に対する意見」として下さい。)

(2) 郵送

別紙の意見提出用紙にご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい (締切日消印有効)。

住所 : 〒105-8453

東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル6階

独立行政法人中 小 企業基盤整備機構

総務部総務課 宛

(3) ファクシミリ

別紙の意見提出用紙にご記入の上、下記のファクシミリ番号宛てにお送り下さい (締切日必着)。

ファクシミリ番号 : (03) 5470-1548

※ 別紙の意見提出用紙へのご記入が困難な方は、任意の様式に以下【記載事項】の①から⑧までをご記入の上、送付して下さい。

【記載事項】

①氏名 (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

②住所

③電話番号

④ファクシミリ番号 (設置されている場合のみ)

⑤電子メールアドレス

⑥ご意見の該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)

⑦ご意見の内容

⑧ご意見の理由 (可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

※ お電話での意見提出は受けしかねますので、あらかじめご了承ください。

5. その他

皆様からいただいたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいたご意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨をご了承ください。

ご提出いただきましたご意見については、氏名、住所、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。ただし、ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別する記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

ご意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。